

到着時免税店の設置

平成28年11月24日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局



<h2>到着時免税店の設置</h2>
--------------------

### **1. 現行制度の概要**

#### (1) 携帯品免税制度

海外旅行者等が、その入国の際に携帯して輸入する物品のうち、個人的な使用に供するものについては、国際慣行等を踏まえ一定の範囲内で、関税及び内国消費税が免除される（関税定率法第14条第7号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号及び同条第3項第1号）（注1）。

（注1）主な免税範囲について

酒類：3本、紙巻たばこ：400本（居住者）、香水：2オンス、その他の物品：総額20万円以下等（関税定率法施行令第13条の6及び関税定率法施行規則第2条の4）

#### (2) 保税蔵置場（保税売店）

本邦において外国貨物を取り扱い、免税販売を行うためには、保税蔵置場の許可（関税法第42条）が必要となる。現在、本邦国際空港等の出国エリア内及び市中の商業施設においては、出国旅客による外国貨物の輸出を前提とした保税蔵置場（以下「保税売店」という。）が設置されており、出国旅客を対象に外国貨物の関税及び内国消費税の免税販売が行われている（注2）。一方、本邦国際空港等の入国エリア内には保税売店は設置されていない。

（注2）保税売店における外国貨物の免税の仕組み

現行の保税売店においては、外国から本邦に到着した外国貨物を、輸入手続を経ることなく関税及び内国消費税が賦課されていない状態で蔵置し、出国旅客を対象に免税で販売されている。訪日外国人等の非居住者を対象に、一定の要件の下で内国貨物の消費税免税販売を認める消費税法上の輸出物品販売場とは異なる。

### **2. 国土交通省からの要望及び検討**

#### (1) 国土交通省からの要望

諸外国の国際空港の入国エリア内に免税店（以下「到着時免税店」という。）が設置されていること、民間空港会社から要望があること等を踏まえ、

「観光ビジョン実現プログラム 2016」(平成 28 年 5 月 13 日観光立国推進閣僚会議)及び「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、到着時免税店制度について研究・検討を行うこととされた。

その後、国土交通省は、入国旅客の利便性の向上を図るとともに、免税品購入を外国から国内に取り込むことによる日本経済の活性化を目的として、本邦国際空港内に保税売店として到着時免税店を設置し、当該到着時免税店で日本からの海外旅行者(アウトバウンド)等の入国旅客が購入する物品についても携帯品免税の対象に含まれるよう措置することを要望している。

## (2) 検討

到着時免税店の設置により、入国旅客は、本邦に到着した後においても免税品の購入が可能となり、入国旅客の利便性の向上、国際観光旅行の促進に繋がると考えられる。また、これは従来外国や機内販売で購入された物品への携帯品免税適用の延長線上のものであり、現行の携帯品免税制度の枠内で実施される限りにおいて、国内産業や税関実務等に与える影響は限定的であると考えられる。

上記を踏まえ、本邦国際空港内に保税売店として到着時免税店を設置し、そこで入国旅客が購入して輸入する物品(外国貨物)についても携帯品免税の対象に含まれるよう措置することが適当と考えられる。

## **3. 改正の方向性**

到着時免税店(保税売店)で入国旅客が購入して輸入する物品(外国貨物)を現行の携帯品免税制度の対象とすることが適当ではないか。